

一 経過

(1) 労働者側

本月七日別記ノ如キビラヲ作成配布セリ

(2) 事業主側

調停決裂シタル爲メ工場主ハ当分工場ヲ閉鎖スル

コトニ決シタリ

(3) 交渉状況

三月七日午後七時四十分ヨリ勤労社ニ於テ全社長

山崎橋洞立会ノモトニ

労働者側 谷岡副組合長 外ニ名

事業主側 山田工場主 外ニ名

会見ニ 労働者側ハ

一 竹田ノ解雇手当、一般休業手当、争議費用合計

金四百円ノ支給

二 团结権団体交渉権団体加入権ノ確認

三 解雇手当制ノ制定但シ十年未満七十円一年リ増

ス毎二十円

ニ改メテ要求シ 工場主ハ依然百五十円支給ヲ主

張シ双方譲ラハル爲メ

調停者山崎ハ

二百円支給トシテハ如何ト述ベ工場主ハ容認シタ

ルモ 労働者側ハ前要求ハ組合ノ決議ニ依ル最後

的譲歩案ナリ トシテ譲ラハル爲メ